

令和6年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(行コ)第10号 政務活動費返還請求控訴事件(原審・金沢地方裁判所令
和5年(行ウ)第1号)

口頭弁論終結日 令和6年2月19日

5 判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人	石川県知事 馳 浩
同訴訟代理人弁護士	小 堀 秀 行
同	森 岡 真 一
同 指 定 代 理 人	東 高 秀 一 帆
同	橋 美 帆
同	福 居 久 志
同	山 加 奈 子
同	島 崎 拓 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

20 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表記載の番号1ないし3の「議員氏名」欄記載の者に
対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対
する令和4年5月3日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支
払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である控訴人が、石川県議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下、一括して「本件各議員」という。）が令和3年度に県から交付を受けた政務活動費につき、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに相当する金員を県に対して不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和4年5月3日（令和3年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。なお、控訴状の控訴の趣旨には遅延損害金の起算日について令和4年5月1日と記載されているが、同月3日の誤記と解される。

2 関連法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（本件マニュアル）で定めている政務活動費使途基準表を規範視して政務活動費に関する支出の違法性を判断している。

しかし、地方自治法100条14項後段に基づく本件条例2条2項は、上記政務活動費使途基準表を政務活動に要する経費規定とする旨定めていないし、本件マニュアルは本件条例そのものでもない。

また、本件マニュアルは石川県政務調査費運用マニュアルの政務調査費の運用内容を政務活動費の運用とする改訂をしたものであるから、法改正後の

本件条例 2 条 2 項に基づく運用規定を新たに制定したものではない。

したがって、本件マニュアルは規範性を有しないから、原判決「事実及び理由」欄の第 2 の 2 「関係法令等の定め」から削るべきであり、これに基づいて政務活動費に関する支出の違法性を判断した原審には誤りがある。

5 (2) 本件条例 10 条の「政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動費に充てたものに限る。）」との文言の意味を吟味して理解すると、本件条例 9 条 4 項は、収支報告書の提出に当たり、条例所定経費の支出であることを証する書面の提出をも求めていると解すべきであって、同条項のみを文理解釈してその必要を認めなかった原審には誤りがある。

10 (3) 打出喜代文議員（打出議員）の広聴広報費の支出の資料として議長に提出したものは、原判決別紙 1 に記載のものであって、原審が、議員自身の宣伝が付随的なものにとどまるとの認定をした際の根拠とした証拠（乙 4 ないし 7）は、被控訴人の代理人が裁判所に提出したものであり、議長に提出されていたものではないから、これをもって上記の認定をした原審の判断には事実誤認がある。

15 (4) 下沢佳充議員（下沢議員）及び川裕一郎議員（川議員）の人物費について、両議員が雇用していた者は、各議員の政治団体や政党支部の事務担当者等であるから、両議員の議員政務活動補助職員として扱うことはできず、条例所定経費の人物費には該当しない。

20 第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記 2 のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第 3 の 1 に記載のとおりであるから、これを引用する。

25 2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表を規範視し

て政務活動費に関する支出の違法性を判断することは誤りである旨主張するが、本件マニュアルの内容を条例所定経費の解釈の指針として参照することが相当であることは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1(1)イに説示するところであり、原審の判断に誤りはない。

- 5 (2) 控訴人は、本件条例10条の「政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動費に充てたものに限る。）」との文言の意味を吟味して理解すれば、本件条例9条4項は、収支報告書の提出に当たり、条例所定経費の支出であることを証する書面の提出をも求めていると解すべきであって、同条項のみを文理解釈してその必要を認めなかつた原審は誤っている旨主張する。

10 しかし、本件条例9条4項は明確に「領収書その他の支出を証する書面」と規定しており、本件マニュアルにおいてもそれ以外の根拠となる書類は保管すべきものとされ議長に提出すべきものとはされていないこと、本件条例12条に議長に必要に応じた調査権限が定められていることにも鑑みれば、それ以外の根拠となる書類は議長の求めに応じて提出すれば足りるものと解すべきであり、このような取扱いも政務活動費の適正な運用を期する観点から不合理とはいえないから、本件条例9条4項について文理を離れて拡大解釈をする必要性は認められない。

15 したがつて、本件条例9条4項を文理解釈して条例所定経費の支出であることを証する書面の提出の必要を認めなかつた原審に誤りはない。

- 20 (3) 控訴人は、打出議員の広聴広報費の支出に関し、原審が、議員自身の宣伝が付随的なものにとどまるとの認定をしたが、その根拠となる証拠（乙4ないし7）は、被控訴人の代理人が裁判所に提出したものであり、議長に提出されていたものではないから、これをもって上記の認定をした原審の判断には誤りがある旨の主張をする。

25 この点については、前記(2)において説示するとおり、議長に提出すべき書類は領収証その他支出を証する書面であつて、上記証拠（乙4ないし7）を

議長に提出していないこと自体を違法ということはできない上に、支出の違法性の有無を判断する際に証拠となる書類が議長に提出されたものに限られる理由はないから、原審が上記証拠（乙4ないし7）を用いて認定・判断をしたことに誤りがあるということはできない。

5 (4) 控訴人は、下沢議員及び川議員が雇用していた者は、両議員の政治団体や政党支部の事務担当者等であるから、両議員の議員政務活動補助職員として扱うことはできない旨主張し、これに沿う証拠（甲15～18）を提出する。

しかし、本件条例においては、人件費として政務活動費を充当することができるの、政務活動を補助することに専従する者に限定されておらず、議員が雇用していた者が、上記団体の事務担当者等であるというだけで、議員が行う活動を補助する職員に当たらないとはいえないから、人件費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実の存在が立証されているとばかりえない。

10 (5) その他、控訴人が種々主張する点を考慮しても、上記判断は左右されない。

15 3 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

20

裁判長裁判官

吉田尚弘

25

裁判官

分川智道

裁判官平野剛史は転任のため署名押印することができない。

5

裁判長裁判官

吉田尚三へ



これは正本である。

令和6年4月17日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚林卓也

